

高齢者タクシー料金助成券を送付します

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

高齢者の移動を支援するため、コミュニティバスの運行が実現するまでの公共交通施策として、令和3年1月1日から播磨町高齢者タクシー料金助成事業を実施しています。

●令和2年度に助成券の交付を受けた人は、申請不要。4月に助成券を郵送します。
●新たに対象となる人には、3月下旬に播磨町高齢者タクシー料金助成券交付申請書を送付します。

新たに対象となる人は申請が必要です

3月23日(火)以降に新たに対象となる人に申請書を郵送します。

本人確認書類とは

▼新たに対象となる人 次の①または②に当てはまる人
①播磨町に住所があり昭和20年4月3日から21年4月2日までに生まれた人
②令和2年4月2日から3年4月1日までに播磨町へ転入した人で、昭和20年4月2日以前に生まれた人

1点でよいもの

▼申請方法 郵送で届く申請書と本人確認書類の写しを、返信用封筒で返送してください

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申請は窓口ではなく、郵送でお願いします。
※本人確認書類の写しがない場合は、受け付けできません

ので、添付漏れにご注意ください。

◎キャッシュカード、診察券など氏名が記載されたもの

有効期限内の次の書類。①なら1点、②なら2点、または③と④を1点ずつあわせて2点のいずれかが必要です。

①官公庁の発行した顔写真入りの本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、平成24年4月1日以降に交付された運転経歴証明書 など

2点必要なもの

②官公庁の発行した氏名・生年月日記載の本人確認書類
後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金証書、生活保護受給証明書 など

▼助成券の交付時期 3月中旬に申請書を受付したものは、4月中旬に助成券を郵送します。4月以降に申請書を受付したものは、随時郵送します

▼助成金額 令和3年度分上限6千円(500円券×12枚)
※令和3年4月～令和4年3月に利用できるタクシー料金助成券です。

▼申請時期と交付枚数 申請した月から3月までの月数分の助成券を交付します。そのため、申請時期が遅くなると、交付枚数が少なくなります。ご了承ください

5月申請 500円券×11枚
6月申請 500円券×10枚
※どのような理由であっても、



助成券の再発行はしません。取り扱いは十分ご注意ください。

令和2年度に対象になつた人で、まだ申請をしていない人

随時受け付けています。福祉グループまでお問い合わせください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

令和2年度に助成券の交付を受けた人

一度申請し、助成券の交付を受けた人は2回目以降の申請は不要です。

※返還届を提出された場合は、以後助成券は交付されません。再度交付を希望する場合は、申請書の提出が必要です。

▼助成券の交付時期 4月5日(月)～8日(木)

▼助成金額 令和3年度分6千円(500円券×12枚)
※令和3年4月～令和4年3月に利用できるタクシー料金助成券です。

助成券の利用方法

「本人確認書類」を提示のうえ、「助成券」をタクシー運転手へ手渡し、乗車運賃から助成額を差し引いた残りをお支払いください。

▼利用条件 次の①～③の条件があります

①乗車地または到着地が播磨町内であること

②1回の乗車運賃が500円以上であること

③播磨町と契約しているタクシー業者を利用すること

※介護タクシーも対象ですが、利用には条件がありますので、事前に各タクシー会社へご確認ください。



こんな時は何枚使えるの？

1回の乗車運賃
500円を超えたら1枚
1,000円を超えたら2枚
1,500円を超えたら3枚
2,000円を超えたら4枚
以降500円加算されるごとに助成券も1枚ずつ追加して利用できます。助成券を超えた額は、お支払いください。

3月は「自殺対策強化月間」です

全国の自殺者数は、平成10年以降毎年3万人を超えていましたが、平成22年から減少傾向になり、令和元年には全国で2万169人、兵庫県で877人となっています。しかし、15歳から39歳の若年層における死因の第1位は自殺という深刻な状況です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

あなたの周りに一人で悩みを抱えている人がいないでしょうか。もし気になる人がいたら、次のような相談先がありますので、一度利用してみるよう声を掛けてみてください。

▼電話相談

こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570 (064) 556	県の相談窓口につながります
兵庫県こころの健康電話相談 ☎078 (252) 4987	火～土曜日 9:00～11:30、 13:00～15:30
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル ☎078 (382) 3566	月～金曜日 18:00～ 翌朝8:30、土・日曜日 と祝日は24時間
はりまいのちの電話 ☎079 (222) 4343	14:00～深夜1:00
いのちの電話フリーダイヤル ☎0120 (738) 556	毎月10日 8:00～翌朝8:00
こころのケア相談 ☎079 (422) 0003	加古川健康福祉事務所地域保健課につながります。予約制。専門医による相談

※町の各種相談は20～21ページをご覧ください。

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

▶問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格(10年以上の納付または免除)を満たしていない場合や、満額受給できない場合に年金額を増やすために、60歳以降に任意加入することができます。

ただし、申し出のあった月からの加入となります。

▶任意加入できる人

- 次の①～④のすべての条件を満たす人
 - ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
 - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
 - ③20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
 - ④厚生年金保険、共済組合などに加入していない人
- 年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人
- 外国に居住する日本国籍を持つ20歳以上65歳未満の人

※1. に該当する人は、60歳の誕生日の前日から加入の手続きができます。

▶納付方法 □座振替

※20歳以上65歳未満の外国に居住する日本国籍を持つ人は、国内協力者が納めることもできます。

▶必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②口座番号のわかるものとお届け印

成年後見相談でお話しませんか？

▶問合せ 総合相談窓口 ☎079 (430) 6000
社会福祉士がお待ちしています。

▶日時・場所 3月2日(火)中央公民館
26日(金)福祉会館
10:00～16:00(予約優先)

成年後見って？

成年後見制度は、認知症や精神疾患などにより、判断能力が十分でない人に対し、生活の中で必要な手続きや契約、介護や福祉サービスの導入や入院時の対応、金銭や不動産などの財産管理について、ご本人の代理または同意や取消しを行い、安心して生活できるように支援する仕組みです。

成年後見人すずさん活動記⑥

○月×日 Cさんの布団の件

相談支援専門員さん(障害福祉サービスの計画を立てる担当。介護保険でいうケアマネさんのような存在です)から電話がありました。なんでも、最近一人暮らしを始めたCさんのお布団がべったんこで気の毒だという話です。

さっそくCさん宅に訪問し、前の家から持ってきた布団を見てみると、確かにべったんこで寒そうな布団です。Cさんに尋ねてみると、「ちょっと寒いけど、これしかないから」とのこと。新しい布団を買う説明をすると、欲しいとおっしゃったので用意しました。ふわふわの布団に大喜びのCさんは、良い睡眠ができそうです。生活のいろんな場面を気にかけて連絡をくださる支援者さんがいることは、後見活動をする上で心強いことだと思います。